

平成22年度

# 年次記録

京都府人事委員会事務局

# 目 次

第1章 人事委員会の構成及び運営	1
第2章 人事委員会の業務	
1 業務の概要	2
2 委員会の会議開催状況	5
3 条例案に対する意見	11
4 職員団体との意見交換	12
5 人事委員会規則等の制定・改廃	13
6 任 用	
(1) 競争試験	17
(2) 身体障害者を対象とした職員採用選考試験	23
(3) 選 考	24
(4) 人材確保の取組	27
7 給与、勤務時間その他の勤務条件	
(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	28
(2) 給与等に関する報告及び勧告を行うに当たっての調査	36
(3) 給与に関する協議、承認等	42
(4) 勤務時間その他の勤務条件に関する協議、承認等	43
8 分限及び懲戒	44

<b>9 公平審査</b>	
(1) 勤務条件に関する措置要求	44
(2) 不利益な処分に関する不服申立て	44
(3) 苦情の処理	44
(4) 公務災害補償の審査	44
10 京都地方税機構から受託した公平委員会の業務の状況	44
11 関西広域連合から受託した公平委員会の業務の状況	44
<b>12 労働基準監督機関の職権行使</b>	
(1) 職権行使の概要	45
(2) 労働基準法による事業区分	46
(3) 事業場調査	49
(4) 職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会の実施	50
13 職員団体	51
14 諸会議	52
<b>第3章 人事委員会事務局</b>	
1 事務局の事務分掌	53
2 予算の状況	54

## 第1章 人事委員会の構成及び運営

人事委員会は、地方自治法第180条の5並びに地方公務員法第7条の規定に基づき、条例で設置された人事機関であり、委員3名をもって構成する合議制の執行機関です。

その業務内容は地方公務員法第8条に定められており、職員の採用及び昇任に係る競争試験と選考の実施（教育公務員を除く。）、給与等に関する調査と報告及び勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益な処分に関する不服申立てについての審査・判定、職員の苦情相談、労働基準監督機関としての職権行使並びに人事委員会規則の制定等を行っています。

これらの審議又は調査研究を行うため、定例会が毎月第2週及び第4週にそれぞれ1回、また、必要に応じて臨時会が開催されます。

なお、人事委員会の委員は、次のとおりです。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	備考
委員長	武田盛治	非常勤	平成21年7月28日 (第1期就任 平成13年7月28日 第2期就任 平成17年7月28日 第3期就任 平成21年7月28日 委員長就任 平成15年7月17日)	元教育長
委員 (委員長職務代理者)	福井啓介	非常勤	平成19年7月12日 (第1期就任 平成15年7月12日 第2期就任 平成19年7月12日)	弁護士
委員	那須芳	非常勤	平成22年10月14日 (第1期就任 平成22年10月14日)	医師

(※委員の任期は4年)

## 第2章 人事委員会の業務

### 1 業務の概要

#### (1) 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見の表明

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、その都度意見を述べています。

#### (2) 任用

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないという、地方公務員法第15条に規定する任用の根本基準に基づき、競争試験及び選考の業務を行っています。

職員の採用及び昇任は、原則として競争試験によるものとし人事委員会の定める職について人事委員会が承認した場合に限り選考によることができるものとされています。(地方公務員法第17条第3項)

##### ① 競争試験

毎年度おおむね上級、初級、公立学校職員、警察事務職員及び警察官の各採用試験を行っています。

##### 採用試験の状況

年度	申込者数	合格者数
22年度	7,241人	503人
21年度	6,145人	522人

(府外共同試験を含む)

##### ② 選考

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、京都府内に居住する身体障害者の雇用促進のため、身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しています。

なお、平成2年度からは点字試験も実施しています。

##### 身体障害者対象職員採用選考試験の状況

年度	申込者数	合格者数
22年度	8(0)人	1(0)人
21年度	8(2)人	1(0)人

( ) は内数で点字受験者数

上記以外の採用選考については、任命権者の申請に基づき、その都度実施しています。

##### 選考の状況

年度	選考採用
22年度	124人
21年度	99人

### ③ 職員人材確保の取組

京都府職員採用試験への受験を促すため、主要大学での説明会を開催するとともに、京都府が求める人材像や職員として働くことのやりがいアピールする「職員採用試験ガイダンス」を開催しています。

## (3) 給与、勤務時間その他の勤務条件

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について、地方公務員法第24条に定める根本基準に基づき、次の業務を行っています。

### ① 人事委員会規則等の制定、改廃

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めることとされており、本府においては、「職員の給与等に関する条例」をはじめ、関係条例が制定されています。(地方公務員法第24条第6項)

人事委員会は、これらの条例の委任に基づき、「職員の給与、勤務時間等に関する規則(人事委員会規則6-2)」をはじめ、必要な人事委員会規則等の制定又は改廃を行っています。

### ② 承認、同意等

「職員の給与等に関する条例」及び「職員の給与、勤務時間等に関する規則(人事委員会規則6-2)」等の規定により、職員の給与の決定等について、人事委員会の承認、同意等を要するものがあり、各任命権者の申請に基づき、その都度承認等を行っています。

### ③ 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされています。さらに、職員の給与については、職務と責任に應ずるものでなければならないという職務給の原則があり、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされています。また、勤務時間その他給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされています。(地方公務員法第14条、第24条)

人事委員会は、中立性、専門性を有する第三者機関の立場から、給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、府議会議長及び知事にその成果を報告するとともに、講ずべき措置について勧告することができることとされています。(地方公務員法第8条、第14条、第26条)

## (4) 公平制度

人事行政の公正な執行を確保し職員の利益を保護するため、人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員から勤務条件に関する措置の要求又は不利益な処分に関する不服申立てがあった場合には、これを審査・判定し、必要な措置を執ることとされており、また、職員からの苦情の申出があった場合はこれを処理することとされています。

### ① 勤務条件に関する措置要求

給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう職員から要求があった場合には、これを審査・判定し、その結果に基づき当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、勧告を行う等必要な措置を執ることとされています。(地方公務員法第46条、第47条)

平成22年度当初において係属事案が1件あり、処理しました。その後、新たな措置要求はありませんでした。

② 不利益処分に関する不服申立て

職員から、自己の意に反する不利益な処分を受けたとして不服申立てがあった場合には、これを審査し、この結果に基づきその処分を承認し、修正し、又は取消し及び必要がある場合には、任命権者に必要かつ適切な措置をさせるなど、その職員が受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされています。(地方公務員法第49条の2、第50条)

平成22年度当初において係属事案が1件あり、処理しました。その後、新たな不服申立てはありませんでした。

③ 苦情の処理

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合は、人事委員会が指名した職員相談員が、当該職員に対し助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、事案の解決に必要な措置を行っています。(地方公務員法第8条第1項第11号)

平成22年度当初において係属件数はありませんでした。その後、新たに苦情相談が8件ありましたが、すべてを処理しました。

(5) 労働基準法及び労働安全衛生法上の職権行使

労働基準法、労働安全衛生法及びこれらの法律に基づく命令を職員に適用する場合、一般官公署及び教育、研究事業を行う機関に勤務する職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権については、人事委員会が行使することとされています。(地方公務員法第58条第5項)

① 労働基準法、労働安全衛生法等に基づく諸手続

解雇予告除外認定、一斉休憩の除外届出、宿日直勤務の許可等労働基準関係法令に基づく諸手続並びにボイラー等の危険な機械器具の落成検査及び衛生管理関係の報告の受理等労働安全衛生関係法令に基づく諸手続の事務を行っています。

労基法、安衛法に基づく処理件数の状況

年度	労基法関係	安衛法関係	合計
22年度	20件	217件	237件
21年度	105件	213件	318件

② その他の業務

労働基準法上の労働条件の基準及び労働安全衛生法上の安全衛生の基準に適合しているか否かについて所管事業場を調査し、必要な指示、指導を行って、勤務条件及び執務環境の維持改善に努めるとともに、毎年、全事業場の担当責任者を対象として、労働基準関係法令等に関する講習会を開催し、その周知・指導を行っています。

平成22年度は全所管事業場(179事業場)を対象に書面調査を行うとともに、うち22事業場(30箇所)を対象に実地調査を行いました。また、任命権者別に職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会を3回開催しました。

(6) 職員団体の登録

「職員団体の登録に関する条例」に基づき、職員団体としての登録申請があった場合、人事委員会は、その申請内容が地方公務員法の規定に適合するものであるときは、規約及び申請書の記載事項を登録しています。

また、登録職員団体から登録事項の変更の申請があった場合は、審査の上、登録事項の変更を行っています。(地方公務員法第53条)

なお、現在、人事委員会に登録されている職員団体は、11団体です。

## 2 委員会の会議開催状況

平成22年度における人事委員会の会議の開催回数は、定例会24回、臨時会6回の計30回です。

### (1) 会議開催状況

月別	委員会 開催回数	付 議 事 項						調査研究 事 項	報告事項
		規則等	意 見	任 用	給 与	審 査	そ の 他		
4月	2回	件	件	1件	件	1件	件	2件	15件
5月	3	1	1	1	1				12
6月	2	2		1	1			1	9
7月	2			2	1		1		3
8月	3			1		1		3	7
9月	4			1	2			2	2
10月	3	1		1				1	2
11月	2	2	1	1		1	1	6	4
12月	2	2	1	1		1		1	1
1月	2			2		2		1	2
2月	2	1						2	4
3月	3	2	1	4				1	3
計	30	11	4	16	5	6	2	20	64

(2) 審議事項

開催年月日	区分	議題
第2566回 定例会 (22. 4. 8)	調査研究	1 平成21年(不)第1号事案に係る裁決書(案)について
	報告	1 平成21年(不)第1号事案に係る第1回公開口頭審理調書の送付について 2 懲戒・分限処分及び苦情相談の実績について 3 処分説明書の写しの提出について 4 事業場調査の結果報告等について 5 大阪府人事委員会の「給与に関する調査・研究報告」の概要と京都府人事委員会の考え方 6 近畿人事委員会協議会給与勉強会における研究のまとめについて 7 地方公務員給与の「わたり」の再調査結果について 8 公務員の労働基本権の回復について
第2567回 定例会 (22. 4. 22)	付議	1 一般職の任期付職員の採用の承認等について 2 平成21年(不)第1号事案に係る裁決書(案)について
	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会の意見について
	報告	1 総務常任委員会審議状況について 2 第1回警察官採用試験の申込状況について 3 処分説明書の写しの提出について 4 平成22年職種別民間給与実態調査及び職員給与実態調査の実施要綱について 5 公務員制度等に関する懇話会について 6 住民監査請求に基づく監査結果について 7 「人事委員会における公民給与比較の反映のあり方等に関する検討会報告書」について
第2568回 定例会 (22. 5. 13)	付議	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会の意見について
	報告	1 平成22年度人事委員会事務局定数及び知事部局組織・定数について 2 行政委員月額報酬に係る大阪高裁判決及び神戸地裁判決について 3 第1回警察官採用試験の受験状況について 4 京都府職員採用試験ガイダンス(東京会場・京都会場)の開催結果について 5 分限処分に関する取扱指針の概要について 6 平成22年職種別民間給与実態調査等に係る任命権者からの要望について 7 平成22年人事委員会勅告作業に当たっての職員団体からの申入れについて 8 平成22年度十四都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議報告について 9 平成22年(措)第1号事案に係る意見書の提出について

開催年月日	区分	議題
第2569回臨時会 (22. 5. 20)	付議	1 平成22年度職員（課長級以上）定期人事異動について 2 職員の人事異動に伴う選考の合格決定等について
	報告	1 平成22年度職員（主幹級以下）定期人事異動について
第2570回定例会 (22. 5. 25)	付議	1 職員の管理職手当に関する規則等の一部改正について
	報告	1 公務員制度等に関する懇話会の開催結果について 2 処分説明書の写しの提出について
第2571回定例会 (22. 6. 10)	調査研究	1 職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部改正について
	報告	1 平成21年度人事委員会の運営目標達成状況及び平成22年度人事委員会運営方針について 2 京都労働局との協定の一部改正について 3 平成22年度執行体制（主な職・組織の新設等）について 4 平成22年（措）第1号事案に係る反論書等の提出について 5 平成22年度京都府職員（上級）採用試験の申込み状況について 6 近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の概要
第2572回定例会 (22. 6. 24)	付議	1 職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則等の一部改正について 3 職員の職務の級の承認について 4 特定任期付職員の採用の承認について
	報告	1 第1回警察官採用試験の一次合格者の決定について 2 平成22年度秋期京都府職員等採用試験（初級、公立学校職員、警察事務、警察官（第2回）、身体障害者を対象とした職員採用選考試験）の実施について 3 第118回全国人事委員会連合会総会の概要
第2573回定例会 (22. 7. 15)	付議	1 職員の職務の級の承認について 2 職員の人事異動について
	報告	1 平成22年職種別民間給与実態調査完了事業所数について 2 近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議第3回調査研究会について
第2574回定例会 (22. 7. 21)	付議	1 平成22年度第1回警察官採用試験最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 2 職員の人事異動に伴う昇任選考の合格決定について
	報告	1 平成22年度京都府職員（上級）採用試験の第1次合格者の状況について

開催年月日	区 分	議 題
第2575回 定例会 (22. 8. 11)	付 議	1 平成22年(措)第1号事案に係る審査事務担当者の指名について
	調査研究	1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報 告	1 平成22年度京都府職員(上級)採用試験第2次試験の実施状況について 2 処分理由説明書の写しの提出について 3 職員団体との話し合い等について
第2576回 定例会 (22. 8. 18)	付 議	1 平成22年度京都府職員(上級)採用試験最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について
	調査研究	1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報 告	1 京都府職員(初級等)採用試験ガイダンスの開催結果について
第2577回 臨時会 (22. 8. 30)	調査研究	1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報 告	1 全国人事委員会事務局長会議の概要について 2 処分理由説明書の写しの提出について 3 監査委員決算審査状況報告について
第2578回 定例会 (22. 9. 8)	調査研究	1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報 告	1 平成22年度秋期京都府職員等採用試験及び身体障害者を対象とした京都府職員採用選考試験の申込み状況について
第2579回 臨時会 (22. 9. 16)	付 議	1 警察職員の人事異動に伴う昇任選考の合格決定について
	調査研究	1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報 告	1 職員団体との話し合い等について
第2580回 定例会 (22. 9. 22)	付 議	1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2581回 臨時会 (22. 9. 27)	付 議	1 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2582回 定例会 (22. 10. 1)	付 議	1 平成22年度京都府警察官採用試験(府外共同A)の最終合格者の決定および任用候補者名簿の確定について
	報 告	1 平成22年度京都府職員初級等採用試験の受験状況について

開催年月日	区 分	議 題
第2583回 臨時会 (22. 10. 13)	付 議	1 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
第2584回 定例会 (22. 10. 20)	調査研究	1 広州2010アジアパラ競技にコーチとして参加する職員の職務専念義務の免除に対する人事委員会の特例承認について
	報 告	1 平成22年都道府県人事委員会の給与等に関する勧告の状況
第2585回 定例会 (22. 11. 11)	付 議	1 職務専念義務の特例承認について 2 平成21年度京都府人事委員会の業務の状況について
	調査研究	1 職員の給与等に関する条例等の一部改正及び同改正に伴う人事委員会規則の改正について 2 職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について
	報 告	1 平成22年度京都府職員（初級）等採用試験の1次合格者の状況について 2 平成22年度（第2回）京都府警察官採用試験の1次合格者の状況について 3 処分説明書の写しの交付について
第2586回 定例会 (22. 11. 24)	付 議	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について 2 職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則の改正について 3 職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について 4 平成22年度京都府職員（初級等）及び京都府公立学校職員採用試験の最終合格者の決定および任用候補者名簿の確定について
	調査研究	1 平成22年度給与改定等の概要について 2 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正及び同改正に伴う人事委員会規則の改正について 4 職務専念義務の特例承認について
	報 告	1 平成22年度身体障害者を対象とした京都府職員採用選考試験の最終合格者の決定について
第2587回 定例会 (22. 12. 10)	付 議	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見について 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う人事委員会規則の改正について 3 職務専念義務の免除の特例承認について 4 平成22年度第2回京都府警察官採用試験最終合格者の決定および任用候補者名簿の確定について
	調査研究	1 職員の初任給調整手当に関する規則の改正について
	報 告	1 処分説明書の写しの交付について

開催年月日	区分	議 題
第2588回 定例会 (22. 12. 16)	付 議	1 職員の初任給調整手当に関する規則の改正について
第2589回 定例会 (23. 1. 13)	付 議	1 平成22年度京都府警察官採用試験（府外共同B）の最終合格者の決定及び任用候補者名簿の確定について 2 関西広域連合の公平委員会事務の受託について
	調査研究	1 平成22年（措）第1号事案の判定の方向性について
	報 告	1 平成22年度京都府職員等採用試験の実施結果について
第2590回 定例会 (23. 1. 27)	付 議	1 平成23年度京都府警察官採用試験施行計画の決定について 2 平成22年（措）第1号事案の判定について
	報 告	1 適切な温・湿度管理確保についての職員団体からの申入について
第2591回 定例会 (23. 2. 10)	調査研究	1 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見表明について 2 言語聴覚士の選考採用の実施に伴う人事委員会規則の改正について
	報 告	1 処分説明書の写しの交付について 2 平成23年度第1回京都府警察官採用試験実施要領の決定について
第2592回 定例会 (23. 2. 24)	付 議	1 言語聴覚士の選考採用の実施に伴う人事委員会規則の改正について
	報 告	1 処分説明書の写しの交付について 2 職員団体からの要請について
第2593回 定例会 (23. 3. 9)	付 議	1 警察職員の人事異動に伴う選考の合格決定について 2 地方公務員法第5条第2項の規定による人事委員会意見表明について
	調査研究	1 給与改定等に伴う人事委員会規則の改正について
	報 告	1 予算特別委員会書面審査の審議状況報告について
第2594回 定例会 (23. 3. 24)	付 議	1 職員の定期人事異動に伴う選考の合格決定等について 2 任期付職員の更新の承認について 3 給与改定等に伴う人事委員会規則の改正について
	報 告	1 処分説明書の写しの交付について
第2595回 臨時会 (23. 3. 28)	付 議	1 一般職の任期付職員の採用の承認について 2 職員の管理職手当に関する規則の一部改正について
	報 告	1 平成23年度職員（主幹級以下）定期人事異動について

### 3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により府議会において求められた次の条例案について、人事委員会の意見を表明した。

意見表明決定日 (意見表明年月日)	議案番号及び件名	意見(要旨)
22. 5. 13 第 2568 回定例会 (22. 5. 14)	平成22年5月府議会臨時会 ▶第1号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」 ▶第2号議案「職員の退職手当に関する条例一部改正の件」	第1号議案…育児休業の取得要件の緩和等により、仕事と育児の両立支援制度を拡充するもの 第2号議案…雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行うもの →両議案につき、適当である
22. 11. 24 第 2586 回定例会 (22. 11. 29)	平成22年11月府議会定例会 ▶第6号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」	本年10月1日に行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」どおりの内容で、給料並びに時間外勤務手当、期末・勤勉手当及び義務教育等教員特別手当の改正等を行うもの →適当である
22. 12. 10 第 2587 回定例会 (22. 12. 16)	平成22年11月府議会定例会 ▶第7号議案「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例一部改正の件」 ▶第8号議案「職員の育児休業等に関する条例一部改正の件」	第7号議案…国際機関等に派遣される国家公務員の給与の算定方法が変更されたことに伴い、所要の改正を行うもの 第8号議案…男性の育児参加を積極的に推進するため、育児休業等を再取得するための要件の緩和について、所要の改正を行うもの →両議案につき、適当である
23. 3. 9 第 2593 回定例会 (23. 3. 11)	平成23年2月府議会定例会 ▶第19号議案「京都府旅費条例一部改正の件」	現下の厳しい財政状況等を考慮し、管理職の職員等に支給される旅費について、現行の引下げ措置を継続するもの →やむを得ない

#### 4 職員団体との意見交換

年 月 日	職 員 団 体 名	内 容
22. 9. 17	京都府職員労働組合 京都教職員組合	職員の給与等に関する報告・勧告 について
22. 9. 21	自治労京都府職員労働組合 京都府教職員組合	職員の給与等に関する報告・勧告 について

## 5 人事委員会規則等の制定・改廃

### (1) 人事委員会規則

#### ① 改正

規則の名称	改正規則の番号	公布年月日 施行・適用年月日	内 容
職員の任用に関する規則 (人事委員会規則4-9)	人事委員会規則 104-40	23. 3. 8 公布 23. 3. 8 施行	選考採用を行うことができる職に「言語聴覚士」を追加
職員の給与、勤務時間等に関する規則 (人事委員会規則6-2)	人事委員会規則 106-699	22. 4. 1 公布 22. 4. 1 施行	家庭支援総合センターの開設等に伴う改正
	人事委員会規則 106-701	22. 5. 28 公布 22. 5. 28 施行	時間外勤務代休時間の新設に伴う改正
	人事委員会規則 106-702	22. 6. 29 公布 22. 6. 30 施行	仕事と育児等との両立支援制度の拡充のための法令改正に伴う改正
	人事委員会規則 106-705	22. 11. 30 公布 22. 12. 1 施行	職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う改正 (平成22年12月施行分)
	人事委員会規則 106-707	23. 3. 8 公布 23. 4. 1 施行	「言語聴覚士」の適用給料表、初任給基準等について規定
	人事委員会規則 106-708	23. 3. 29 公布 23. 4. 1 施行	職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う改正 等 (平成23年4月施行分)
職員の特殊勤務手当に関する規則 (人事委員会規則6-3)	人事委員会規則 106-699	22. 4. 1 公布 22. 4. 1 施行	家庭支援総合センターの開設等に伴う改正
	人事委員会規則 106-703	22. 10. 19 公布 22. 10. 19 施行	「刑事調査官」の名称が「検視官」に変更されることに伴う改正
	人事委員会規則 106-704	22. 11. 30 公布 22. 11. 30 施行 22. 4. 25 適用	「家畜防疫診療業務手当」の支給対象の拡大
職員の初任給調整手当に関する規則 (人事委員会規則6-18)	人事委員会規則 106-706	22. 12. 24 公布 22. 12. 24 施行 22. 4. 1 適用	洛南病院に勤務する医師の手当支給区分の引上げ
職員のへき地手当等に関する規則 (人事委員会規則6-36)	人事委員会規則 106-709	23. 3. 29 公布 23. 4. 1 施行	へき地学校等の統廃合に伴う改正

規則の名称	改正規則 の番号	公布年月日 施行・適用年月日	内 容
義務教育等教員特別手当に関する規則 (人事委員会規則6-46)	人事委員会規則 106-705	22.11.30 公布 23. 1. 1 施行	義務教育等教員特別手当の額の引下げ
職員の管理職手当に関する規則 (人事委員会規則6-54)	人事委員会規則 106-699	22. 4. 1 公布 22. 4. 1 施行	家庭支援総合センターの開設等に伴う改正
	人事委員会規則 106-700	22. 5.26 公布 22. 5.26 施行	平成22年度組織改正に伴う改正
	人事委員会規則 106-705	22.11.30 公布 22.12. 1 施行	管理職手当の定額化の経過措置額の引下げ
給料の切替えに伴う経過措置に関する規則 (人事委員会規則6-87)	人事委員会規則 106-705	22.11.30 公布 21.12. 1 施行	給与構造改革の経過措置額の引下げに伴う改正
職員の育児休業等に関する規則 (人事委員会規則6-90)	人事委員会規則 106-702	22. 6.29 公布 22. 6.30 施行	仕事と育児等との両立支援制度の拡充のための法令改正に伴う改正
管理職員等の範囲を定める規則 (人事委員会規則14-2)	人事委員会規則 114-77	22. 6.29 公布 22. 6.29 施行	平成22年度組織改正に伴う改正
京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則 (人事委員会規則14-5)	人事委員会規則 114-78	22. 6.29 公布 22. 6.29 施行	平成22年度組織改正に伴う改正
職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣に関する規則 (人事委員会規則15-1)	人事委員会規則 115-16	22.12.24 公布 23. 1. 1 施行	外国派遣職員の給与総額が外務公務員の給与額を上回ることはないよう給与制度を見直し
職員の公益的法人等への派遣等に関する規則 (人事委員会規則15-2)	人事委員会規則 115-17	23. 3.29 公布 23. 3.29 施行	法人の解散及び名称変更に伴う改正

(2) 通知等

① 新規制定

通知の名称	文書番号	通知年月日	内容
職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の運用について	2人職第186号	22.11.30	平成22年1月以降に新たに採用された職員のうち経験年数を有するものに係る平成23年1月昇給の取扱いについて規定
医療職給料表(2)の級別標準職務表の適用について	3人職第26号	23.3.8	困難な業務を処理する主任(再任用職員に限る。)の職務について、医療職給料表(2)4級の適用を可とする
平成23年4月1日における号給の調整の運用について	3人職第39号	23.3.29	平成23年4月1日における号給の調整の運用について規定

② 改正

通知の名称	改正等の番号	通知年月日	内 容
人事委員会規則6-2（職員の給与、勤務時間、休日及び休暇）の運用について 〔昭45. 8. 5付け〕 〔5人職第294号〕	2人職第127号	22. 6. 30	育児を行う職員の時間外勤務の免除請求の制度新設等に伴う改正等
	2人職第190号	22. 12. 9	年次休暇の繰越方法の見直し
	3人職第40号	23. 3. 29	日曜日等を月60時間超の時間外勤務時間の積算に含めることに伴う改正
初任給調整任手当の運用について 〔昭54. 1. 8付け〕 〔4人職第5号〕	2人職第196号	22. 12. 24	洛南病院に勤務する医師の手当支給区分の引上げ
京都府人事委員会規則15-1（職員の外国の地方公共団体の機関等への派遣）の運用等について 〔昭63. 4. 1付け〕 〔3人総第66号〕	2人職第198号	22. 12. 24	外国派遣職員の給与制度の見直しに伴う改正
校長及び教頭の管理職手当の区分に係る基準について 〔平8. 12. 25付け〕 〔8人職第274号〕	3人職第42号	23. 3. 29	小中一貫校の開設、特別支援学校の名称変更に伴う規定整備等
期末手当及び勤勉手当の支給について 〔平10. 1. 30付け〕 〔10人職第17号〕	2人職第187号	22. 11. 30	平成22年12月期の勤勉手当の成績率の改定
	3人職第41号	23. 3. 29	平成23年6月期以降の勤勉手当の成績率の改定

6 任 用  
(1) 競 争 試 験

① 職 員 採 用 試 験

ア 受 験 資 格 及 び 試 験 の 方 法

採用試験	試験区分	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
			第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
職員(上級) 採用試験	行政Ⅰ 行政Ⅱ 電気・電子工学 機 械 土 木 建 築 化 学 農 業 農 業 土 木 林 業 水 産 衛 生 工 学 薬 剤 師 Ⅰ 獣 医 師	<p>(行政Ⅰ、電気・電子工学、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、林業、水産及び衛生工学) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方 (2) 平成元年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は平成23年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方</p> <p>(行政Ⅱ) 次のいずれかに該当する方 (1) 昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方 (2) 平成元年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する方 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は平成23年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方</p> <p>(薬剤師Ⅰ) 昭和57年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師免許を有する方又は平成23年に実施される国家試験で取得見込みの方</p> <p>(獣医師) 昭和57年4月2日以降に生まれた方で、獣医師免許を有する方又は平成23年に実施される国家試験で取得見込みの方</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 行政Ⅱの求める人材 (1) 目的意識を持って、公務以外の分野で経験を積み、成果をあげている人 (2) その経験や成果から得たものを府政の様々な場で活かしたいという強い意欲を持っている人</p> </div>	<p>(筆記試験) (1) 教養試験(2時間) 多肢選択式 40題全問解答</p> <p>(2) 論文試験(1時間30分)</p> <p>(3) 専門試験(1時間30分) 多肢選択式 行政Ⅰ 30/40題解答 電気・電子工学 機 械 土 木 建 築 化 学 農 業 農 業 土 木 林 業 水 産 衛 生 工 学 薬 剤 師 Ⅰ 獣 医 師 40題全問解答</p> <p>(4) 自己アピール試験 (1時間30分) 行政Ⅱのみ</p> <p>(口述試験等) (1) 適性検査 (2) 口述試験 (個別プレゼンテーション 面接又は集団面接)</p>	<p>(1) 口述試験 (個別面接) (集団討論)</p>
職員(初級) 採用試験	事 務 農 業	平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方(ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は平成23年3月末日までに卒業見込みの方を除く。)	<p>(筆記試験) (1) 教養試験 多肢選択式(2時間) 45/50題解答</p> <p>記述式(文章表現力) 1題 (1時間)</p> <p>(2) 専門試験(2時間) 多肢選択式 40題全問解答 初級農業 学校図書館司書</p> <p>(口述試験) (1) 口述試験 (集団面接)</p>	<p>(1) 適性検査 (2) 口述試験 (個別面接)</p>
公立学校職員 採用試験	学校事務員 A	ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は平成23年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	昭和62年4月2日以降に生まれた方	<p>(口述試験) (1) 口述試験 (集団面接)</p>
		B 上記A以外の方	昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方	
	学校図書館司書	司書の資格を有する方又は平成23年3月末日までに資格取得見込みの方	昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方	
職 員 (警察事務) 採用試験	警察事務員 A	ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は平成23年3月末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める方	昭和62年4月2日以降に生まれた方	
		B 上記A以外の方	昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方	

上記の受験資格にかかわらず、日本の国籍を有しない方(学校図書館司書を除く。)及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は、受験できない。

イ 試験実施日程

採用試験	公 告	申込受付 期 間	第 1 次試験	第 2 次試験	最終合格者 決 定	最終合格者 発 表
職 員 (上級) 採用試験	22. 4. 16	<インターネット> 22. 5. 17 } 5. 28  <郵送> 22. 5. 17 } 6. 4	<筆記試験> 22. 6. 27  ( 京都女子大学 )  <適性検査> <口述試験> 22. 7. 10 7. 11 7. 12 7. 13 7. 14 (京都府庁)	<口述試験> 22. 7. 28 7. 29 7. 30 7. 31 8. 1 8. 2 8. 3 8. 4 8. 5 8. 6 (京都府庁)	22. 8. 18	22. 8. 19
職 員 (初 級) 採用試験	22. 7. 6	<インターネット> 22. 8. 13 } 8. 25	<筆記試験> 22. 9. 26  ( 京都女子大学 ) 府立西舞鶴 高等学校	<適性検査> <口述試験> 22. 11. 1 11. 2 11. 4 11. 5 11. 8 11. 9 11. 10 (京都府庁)	22. 11. 24	22. 11. 26
公立学校 職員採用 試 験		<郵送> 22. 8. 13 }	<口述試験> 22. 10. 7 10. 8			
職 員 (警察事務) 採用試験		9. 1	10. 12 10. 13 10. 14 (京都府庁)			

ウ 受験者数等一覽

試 験 区 分		採用予 定者数	申 込 者 数	第 1 次 受 験 者 数 (a)	第 1 次 合 格 者 数	第 2 次 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数 (b)	競 争 率 $\frac{(a)}{(b)}$	採 用 者 数
		人	人	人	人	人	人	倍	人
上 級	行 政 I	70	1,299	865	211	205	80	10.8	60
	行 政 II	5	229	138	15	15	3	46.0	3
	電 氣・電 子 工 学	5	35	18	12	11	4	4.5	4
	機 械	若干名	17	9	5	5	1	9.0	1
	土 木	10	53	30	19	19	11	2.7	9
	建 築	5	41	23	15	14	4	5.8	4
	化 学	若干名	38	17	9	9	1	17.0	1
	農 業	5	78	55	12	12	3	18.3	3
	農 業 土 木	若干名	8	5	3	3	1	5.0	1
	林 業	5	33	20	12	11	3	6.7	3
	水 産	若干名	10	5	5	5	2	2.5	2
	衛 生 工 学	若干名	10	4	4	4	1	4.0	0
	薬 剂 師 I	若干名	18	9	5	5	1	9.0	1
	獣 医 師	若干名	4	1	0	0	0		0
小 計			1,873	1,199	327	318	115	10.4	92
初 級	事 務	5	71	61	22	22	10	6.1	9
	農 業	若干名	19	19	8	8	3	6.3	3
	小 計		90	80	30	30	13	6.2	12
公 学 立 校 職 員	学 校 事 務	20	578	426	110	102	35	12.2	21
	学 校 図 書 館 司 書	若干名	153	119	9	9	3	39.7	2
	小 計		731	545	119	111	38	14.3	23
警 察 事 務 職 員		20	435	345	59	56	21	16.4	16
合 計			3,129	2,169	535	515	187	11.6	143

(注) 採用者数は、平成23年4月1日現在

② 警察官採用試験

ア 受験資格及び試験の方法（府内実施分）

試験区分	採用 予定日	受 験 資 格		試 験 の 方 法		
				第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	
1 警 回 察 目 官	男性 A (10月採用)	平成22年 10月 1 日	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒 業した方又は平成22年9月 末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該 当する方と同等の資格があ ると認める方	昭和55年4月2日以 降に生まれた男性 で、平成22年10月1 日の採用に応じられ る方	(筆記試験) (1) 教養試験 多枝選択式 45/50題解答 (2時間)  記述式 (文章表現力) 1題 (1時間)	(1) 口述試験 (個別面接)  (2) 身体検査
	男性 B (10月採用)		男性 A (10月採用) の受験資 格に該当しない方	昭和55年4月2日か ら平成4年4月1日 までに生まれた男性 で、平成22年10月1 日の採用に応じられ る方	(口述試験等) (1) 口述試験 (集団面接)  (2) 適性検査  (3) 体力検査	
	男性 A (4月採用)	平成23年 4月 1 日	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を平 成22年10月から平成23年3 月末日までに卒業見込みの 方 イ 人事委員会が上記アに該 当する方と同等の資格があ ると認める方	昭和55年4月2日以 降に生まれた男性		
	女性 A (4月採用)		ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒 業した方又は平成23年3月 末日までに卒業見込みの方 イ 人事委員会が上記アに該 当する方と同等の資格があ ると認める方	昭和55年4月2日以 降に生まれた女性		
2 警 回 察 目 官	男性 A	平成23年 4月 1 日	ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。)を卒 業した方又は平成23年3月 末日までに卒業見込みの方	昭和55年4月2日以 降に生まれた男性		
	女性 A		イ 人事委員会が上記アに該 当する方と同等の資格があ ると認める方	昭和55年4月2日以 降に生まれた女性		
	男性 B I	A区分及びBⅡ区分以外の方 (平成23年3月末日までに学 校教育法による高等学校を卒 業見込みの方を除く。)	昭和55年4月2日か ら平成5年4月1日 までに生まれた男性			
	女性 B I		昭和55年4月2日か ら平成5年4月1日 までに生まれた女性			
	男性 B II	ア 学校教育法による高等学 校を平成23年3月末日まで に卒業見込みの方	昭和55年4月2日か ら平成5年4月1日 までに生まれた男性			
	女性 B II	イ 人事委員会が上記アに該 当する方と同等の資格があ ると認める方	昭和55年4月2日か ら平成5年4月1日 までに生まれた女性			

上記の受験資格にかかわらず、日本の国籍を有しない方及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は、受験できない。

イ 試験実施日程（府内実施分）

試験区分		公告	申込受付 期 間	第 1 次試験	第 2 次試験	最終合格者 決 定	最終合格者 発 表	
1 回 目	警 察 官	男性A (10月採用)	22. 3. 5	<インターネット> 22. 3. 5 } 4. 9	<筆記試験> 22. 5. 9 (警察学校 龍谷大学 深草学舎)	<口述試験> 22. 7. 2 7. 5 7. 6 7. 7 7. 8 7. 9	22. 7. 21	22. 7. 23
		男性B (10月採用)		<郵送> 22. 3. 5	<適性検査> <体力検査>	(京都府庁)		
		男性A (4月採用)		<インターネット> 4. 16	<口述試験> 22. 5. 31 6. 1 6. 2 6. 3 6. 4 (警察学校)			
		女性A (4月採用)						
2 回 目	警 察 官	男性A	22. 7. 6	<インターネット> 22. 7. 6 } 8. 13	<筆記試験> 22. 9. 19 (警察学校 龍谷大学 深草学舎)	22. 11. 25 11. 26 11. 29 11. 30 12. 1 12. 2	22. 12. 10	22. 12. 13
		女性A		<郵送> 22. 7. 6	府立西舞鶴 高等学校	(京都府庁)		
		男性B I		<インターネット> 8. 20	<適性検査> <体力検査> <口述試験>			
		女性B I			22. 10. 18			
		男性B II			10. 19 10. 20 10. 21 10. 22 (警察学校)			
		女性B II						

(注) 平成22年度警察官採用試験は、府内のほか次の各県で実施  
石川県、福井県、山口県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

ウ 受験者数等一覧

試験区分		採用予定者数	申込者数	第1次受験者数(a)	第1次合格者数	第2次受験者数	最終合格者数(b)	競争率 $\frac{(a)}{(b)}$	採用者数	
警察官 (男性)	府内	A (第1回)	人 85	人 569	人 491	人 179	人 170	人 98	5.0	人 68
		A (第2回)	55	843	676	149	138	67	10.1	63
		B I	55	345	297	62	60	23	12.9	23
		B II		107	95	49	47	26	3.7	25
		A (10月採用)	20	482	412	74	71	27	15.3	22
		B (10月採用)	15	433	379	65	55	26	14.6	23
	府外	A	15	473	383	52	32	12	31.9	11
		B	20	422	326	59	37	11	29.6	8
警察官 (女性)	A (第1回)	10	210	172	26	26	13	13.2	11	
	A (第2回)	5	157	119	10	10	4	29.8	3	
	B I	10	50	41	11	11	5	8.2	5	
	B II		23	21	8	8	4	5.3	3	
合計		290	4,114	3,412	744	665	316	10.8	265	

(注) 採用者数は、平成23年4月1日現在

③ 警察官昇任試験  
ア 試験実施日程

試験区分	警 部	警 部 補	巡 査 部 長
申込受付期間	22. 4. 6 ~ 4. 20	22. 4. 6 ~ 4. 20	22. 4. 6 ~ 4. 20
予備試験	22. 5. 8 警察本部 警察学校 警察署	22. 5. 22 警察本部 警察学校 警察署	22. 5. 29 警察本部 警察学校 警察署 千葉県警察
第1次試験	22. 6. 19 警察学校 福知山警察署	22. 6. 26 警察学校 福知山警察署	22. 7. 3 警察学校 福知山警察署 千葉県警察
第2次試験	22. 8. 11 8. 12 警察学校	22. 8. 17 8. 18 8. 19 警察学校	22. 8. 23 8. 24 8. 25 警察学校
最終合格者決定	22. 8. 30	22. 9. 13	22. 9. 13

イ 受験者数等一覧

試験区分	申 込 者 数	予 備 試 験 受 験 者 数 (a)	予 備 試 験 合 格 者 数	第 1 次 試 験 受 者 数	第 1 次 試 験 合 格 者 数	第 2 次 試 験 受 者 数	合 格 者 数 (b)	競争率 $\frac{(a)}{(b)}$
	人	人	人	人	人	人	人	倍
警 部	954	952	318	318	84	84	48	19.8
警 部 補	1,011	996	441	437	242	242	165	6.0
巡 査 部 長	1,702	1,689	465	461	276	276	255	6.6

(2) 身体障害者を対象とした職員採用選考試験

① 試験資格及び試験の方法

受 験 資 格	試験の方法			
	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験	
	問題区分			
<p>昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、以下の(1)から(5)までのすべての条件を満たす方</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの方</p> <p>(2) 自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能である方</p> <p>(3) 京都府内に居住している方（通学等のため一時的に府外に居住している方を含む。）</p> <p>(4) 日本国籍を有する方</p> <p>(5) 地方公務員法第16条各号に該当しない方</p>	<p>教養試験 3時間。ただし、点字受験者は3時間30分</p> <p>(1) 多枝選択式 36/40題解答 2時間</p> <p>(2) 記述式 (文章表現力) 1題 1時間</p>	A	<p>ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方又は平成23年3月末日までに卒業見込みの方</p> <p>イ 人事委員会がアに該当する方と同等の資格があると認める方</p>	<p>(1) 適性検査</p> <p>(2) 口述試験（個別面接）</p>
		B	上記以外の方	

② 試験実施日程

試験案内 配布 開始日	申込受付 期 間	第1次試験	第2次試験	最終合格者 決定	最終合格者 発表
22. 7. 6	22. 8. 13 ) 9. 1	<教養試験> 22. 9. 26 〔職員研修・研究 支援センター 府立西舞鶴高等学校〕	<適性検査> <口述試験> 22. 10. 28 (京都府庁)	22. 11. 24	22. 11. 26

③ 受験者数一覧

試験区分		採用予 定者数	申 込 者 数	第1次 受験者 数 (a)	第1次 合格者 数	第2次 受験者 数	最 終 合格者 数 (b)	競争率 $\frac{(a)}{(b)}$	採 用 者 数
事 務		人 1	人 8	人 6	人 1	人 1	人 1	倍 6.0	人 1
障 害 部 位 別 内	肢 体 不 自 由		0	0	0	0	0	-	0
	聴 覚 障 害		5	3	1	1	1	-	1
	視 覚 障 害		1	1	0	0	0	-	0
	内 部 障 害		2	2	0	0	0	-	0
	言 語 障 害		0	0	0	0	0	-	0

(注) 採用者数は、平成23年4月1日現在

(3) 選 考

① 採用選考 (身体障害者を対象とした採用選考を除く。)

ア 実施状況

任命権者	職	部 長 相当職	課 長 相当職	主 幹 相当職	課 長 補 佐 相当職	係 長 相当職	主 事 師 技 相当職	計	単 純 労 務 職	合 計
知 事		人 6	人 5	人	人 14	人 9	人 62	人 96	人	人 96
知 事 (公営企業管理者)										
教 育 委 員 会			1		1	1	5	8		8
警 察 本 部 長			9 (9)	4 (4)	(13)	(9)	7 (13)	20 (48)		20 (48)
計		6 (6)	15 (15)	4 (4)	15 (28)	10 (19)	74 (80)	124 (152)		124 (152)

(注) ( ) 内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値である。

イ 職種別採用選考数

任命者	職	採用選考数	任命者	職	採用選考数			
知	部長相当職	6	教育委員会	課長相当職	1			
	課長相当職	5		課長補佐相当職	1			
	課長補佐相当職	14		係長相当職	1			
	係長相当職	9		主事・技師相当職	主事	3		
	主	児童自立支援専門員			1	文化財保護技師	2	
		心理判定員 (臨床心理士)		6	小計	8		
	事	事		医師	13	警察本部 本部長	課長相当職	9(9)
				薬剤師	5		主幹相当職	4(4)
			獣医師	3	課長補佐相当職		0(13)	
		技	診療放射線技師	1	係長相当職		0(9)	
			栄養士	1	主事・技師相当職		巡査	0(6)
			精神保健福祉相談員	2			術科指導員(巡査)	3(3)
		師	保健師	6			心理判定員 (臨床心理士)	1(1)
看護師			19	機関士			1(1)	
相当職		理学療法士	1	法医技術職員			2(2)	
		言語聴覚士	1	小計	20(48)			
		職業訓練指導員	2					
		織維	1					
小計		96	合計		124 (152)			

(注) ( ) 内は、警察本部長への委任分を含めた場合の数値である。

② 昇任選考実施状況

職 任命権者	部長相当職	課長相当職	主幹相当職	課長補佐 相当職	係長相当職	計
知事	人 47	人 120	人 170	人 734	人 72	人 1,143
知事 (公営企業管理者)	2	2	3	9	1	17
議会議長	1	1	2	4	2	10
選挙管理委員会					1	1
漁業調整委員会						0
代表監査委員	1	1	2	2		6
人事委員会	1		2			3
教育委員会	6	13	31	185	10	245
警察本部長	13 (13)	17 (17)	48 (48)	4 (6)	21 (21)	103 (105)
計	71 (71)	154 (154)	258 (258)	938 (940)	107 (107)	1,528 (1,530)

(注) ( ) 内は、警察本部長へ委任している選抜昇任制及び選考昇任制による昇任者数（警部、警部補、  
巡査部長）を含めた場合の数値である。

#### (4) 人材確保の取組

求める人材や職員として働くことのやりがいや魅力をアピールし、チャレンジ精神やバイタリテイにあふれた人材の受験を促すため、「職員採用試験ガイダンス」、「府庁見学会」を実施しました。

##### ▶ 職員採用試験ガイダンス

開催日	場 所	参加者数	内 容
平成22年 4月30日	都道府県会館 (東京都千代田区)	40名	○上級試験の制度・求める人材像の説明 ○若手職員の業務経験談・受験体験談
5月 7日	京都子ども文化会館	387名	○上級試験の制度・求める人材像の説明 ○参加者からの受験等に関する質問に若手職員が回答 ○行政職個別相談会、技術職座談会
8月11日	京都子ども文化会館	164名	○初級等試験の概要・特徴の説明 ○参加者からの受験等に関する質問に若手職員が回答

##### ▶ 府庁見学会

平成23年 2月16日 17日	京都府庁	201名	○試験概要の説明 ○参加者からの受験等に関する質問に若手職員が回答 ○グループ毎に分かれ職場見学 ○参加者からの受験等に関する質問に若手職員が回答 (座談会形式) ※ガイダンスも併せて実施
-----------------------	------	------	--

## 7 給与、勤務時間その他の勤務条件

### (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成22年10月1日に、府議会議長及び知事に対し、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について29～35ページのとおり報告及び勧告を行いました。

## 平成22年京都府人事委員会の 「職員の給与等に関する報告・勧告」の概要

### 給与に関する報告・勧告

#### 〈本年の勧告の骨子〉

月例給・ボーナスとも引下げ

- 月例給：給料表引下げ
- ボーナス：年間0.20月分引下げ

年間給与 ▲9.5万円 (▲1.4%) 2年連続の引下げ

ボーナスが年間4月分を下回るのは、昭和38年度以来、47年ぶり

#### 1 民間との給与較差に基づく給与の引下げ改定

##### 月例給

公民較差 ▲0.12% (▲481円)

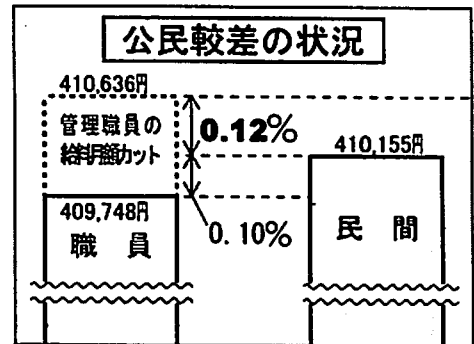
(管理職員の給料月額カット後の  
公民較差 (実支給額)  
0.10% (407円))



給料表の引下げ改定により較差解消

人事院勧告 (40歳台以上を対象に引下げ) に準じた給料表の引下げ改定

(平均改定率▲0.1%)



##### ボーナス

年間0.20月分引下げ (年間4.15月分→3.95月分)

#### 2 その他

- ・ 給与構造改革により抑制してきた昇給を若年・中堅層を対象に1号給回復措置 (平成23年4月実施) <人事院準拠>
- ・ 持家に係る住居手当を平成23年度において廃止することを報告

### 給与以外の勤務条件等に関する報告

#### 1 職員の勤務条件等

- (1) 総実勤務時間の短縮
- (2) 健康の保持増進
- (3) 仕事と育児・介護等の両立
- (4) 非常勤職員の勤務条件

#### 2 人事管理

- (1) 人材の確保・育成
- (2) 高齢期の雇用問題
- (3) 公務員制度改革

(参考) 府職員の平均給与額

◆ 勧告実施により年間給与は減額

	改定前	改定後	差額	平均年齢
平均年間給与	6,682千円	6,587千円	95千円減 (1.4%減)	44.9歳

(注) 管理職員の給料月額カット措置後の実支給額を基に算出

給与に関する報告・勧告

1 民間給与との比較

〈月例給〉

	民間給与	職員給与	民間給与との較差	
給料カット措置がない場合	410,155円	410,636円	▲481円 ▲0.12%	職員給与が民間給与を0.12%上回る。
給料カット措置後(実支給額)		409,748円	407円 0.10%	職員給与が民間給与を0.10%下回る。

備考 4月分給与について役職段階・年齢・学歴を同じくする者同士を比較(ラスパイレス比較)

(注) 行政職給料表適用職員と民間の事務・技術関係職種の従業員とを比較  
 本府の管理職員については、給料月額カット措置(2%減額)を実施中

〈ボーナス〉 職員の年間支給月数が民間を0.20月分上回っている。

	民間	職員	備考
年間支給月数	3.95月	4.15月	職員の年間支給月数と民間の昨年8月から本年7月までの1年間の支給月数とを比較

2 給与改定の内容

(改定の考え方)

管理職員の給料月額カット措置は、厳しい財政状況等を考慮してなされた臨時的なものであり、やむを得ないと認められることから、この措置がないものとした場合の職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本に対応

月例給

民間との給与較差の大きさ等を考慮し、人事院勧告(40歳台以上を対象に引下げ)に準じて給料表を改定(平均改定率▲0.1% 医療職給料表(1)は改定なし)

※ 給与構造改革(平成18年4月実施)による給料表水準の引下げ(平均▲5.8%)に伴う経過措置額についても人事院勧告に準じて引下げ

ボーナス(期末・勤勉手当)

民間事業所における年間支給月数との均衡を図るため、年間0.20月分引下げ

期末・勤勉手当 年間支給月数 4.15月分 → 3.95月分

実施時期

条例公布日の属する月の翌月の初日(条例公布日が月の初日のときは、その日)

### 3 その他の課題等

#### <時間外勤務手当>

民間企業の状況及び人事院勧告を踏まえ、日曜日又はこれに相当する日の勤務を月60時間の時間外勤務時間の積算基礎に含めることが必要

(平成23年4月実施)

#### <教員の手当>

義務教育等教員特別手当

支給月額の上限額を3,700円引下げを報告

※ 義務教育等教員特別手当は、教員の人材確保を目的として、給料表の級号給に応じて支給するもの(人材確保法)

#### <その他>

- 人事院勧告に準じ、給与構造改革に伴いこれまで抑制してきた昇給を若年・中堅層(43歳未満の職員)を対象に1号給回復措置(平成23年4月実施)
- 持家に係る住居手当を平成23年度において廃止することを報告

## 1 職員の勤務条件等

総実勤務時間の短縮を更に進めながら、心身の健康を保持増進し、仕事と生活の調和を図ることができる環境整備が必要

### (1) 総実勤務時間の短縮

- ・ 全職員が、総実勤務時間の短縮を共通の課題・目標として常に認識し、主体的かつ一体となった取組が重要（適正な勤務時間管理と業務管理、年次休暇の計画的取得等）

### (2) 健康の保持増進

- ・ 職員自らが心身の健康づくりに努めるとともに、管理職員が健康管理の責任者として取組を率先して実践するなど、全職員が一体となって継続的かつ積極的に取り組むことが重要

### (3) 仕事と育児・介護等の両立

- ・ 育児・介護等への参画についての理解を一層深めるとともに、実際の利用状況等を把握・検証しながら更に必要な対応について検討が必要

### (4) 非常勤職員の勤務条件

- ・ 今後も非常勤職員の職務の実態を十分に踏まえながら、その適切な処遇の確保に引き続き努めていくことが必要

## 2 人事管理

### (1) 人材の確保・育成

- ・ 職員の年齢構成等を踏まえた長期的な視点に立った計画的な採用の実施及び採用後の職員が能力を伸ばしていけるような育成システムの整備等が必要
- ・ 引き続き、女性職員の積極的な登用が必要

### (2) 高齢期の雇用問題

- ・ 年金支給開始年齢の引上げに伴い、国家公務員の定年年齢を段階的に65歳まで延長するための諸課題についての国の検討状況を注視しつつ、適切に検討を進めることが必要

### (3) 公務員制度改革

- ・ 職員の能力・意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度を早期に確立することが必要
- ・ 国における労働基本権の在り方の検討状況を注視しながら、引き続き、調査・研究が必要

(参 考)

給与改定の内訳

項目		内 容	金 額
月例給与	給料表等	人事院勧告に準じて改定	▲452円
	はね返り	給料月額等を算定基礎とするため影響を受ける手当分	▲34円
	計	改定率：▲0.12%	▲486円
期末・勤勉手当	期末・勤勉手当を0.20月分引下げ（年間支給月数4.15月分→3.95月分）		

(注) 金額は、管理職員の給料月額カット措置がないものとした場合の額を基に算出

年間給与の変動

- ◆ 年間給与が減少に転じた平成11年以降、平成19年を除き、年間給与が減少又は据置きとなる状況が続いており、平成10年と比べて大きな減少

モデル年間給与例	年間給与額			増 減	
	〔係長（40歳） 京都市内勤務 配偶者・子2人〕	H 10	7,263千円	H 21	5,993千円
H 22				5,836千円	1,427千円減 (19.6%減)

(注) 平成22年は、今回の勧告どおり改定した場合の給与額

モデル給与例（行政職）

職務段階	年齢 (級)	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与 額の差
			月 額	年間給与	月 額	年間給与	
係 員	25歳 (1級)	なし	円 208,844	千円 3,360	円 208,844	千円 3,319	千円 ▲41
	30歳 (2級)	配偶者	262,363	4,202	262,363	4,151	▲51
主 任	35歳 (3級)	配偶者 子1人	319,261	5,169	319,261	5,104	▲65
係 長	40歳 (3級)	配偶者 子2人	365,477	5,911	365,477	5,836	▲75
課長補佐	45歳 (4級)	配偶者 子2人	423,247	6,934	422,920	6,837	▲97
課 長	52歳 (6級)	配偶者 子2人	556,341	8,918	555,806	8,799	▲119
次 長	55歳 (8級)	配偶者 子1人	657,750	10,900	656,894	10,737	▲163
部 長	56歳 (9級)	配偶者	711,129	11,756	710,273	11,583	▲173
行政職 平均	年 齢 44.9歳 経験年数 23.4年	—	409,748	6,682	409,264	6,587	▲95

(注) 職務段階別モデル給与例は、大卒上級採用者を例に、給料（管理職員2%カット）、扶養手当、地域手当（9%）、管理職手当を基礎に算出

人事委員会勧告の状況

	月例給与		期末・勤勉手当の改定	備 考
	公民較差	改 定		
平成11年度	0.26%	給料表改定	▲0.30月	<p>↑</p> <p>&lt;年間給与で初の減少&gt;</p> <p>管理職手当カット措置</p>
平成12年度	0.10%	扶養手当改定	▲0.20月	<p>↑</p> <p>全職員昇給延伸措置</p>
平成13年度	0.03%	一時金による精算	▲0.05月	
平成14年度	▲1.97%	給料表マイナス改定、扶養手当改定(配偶者マイナス、子プラス)	▲0.05月	↓
平成15年度	▲1.08%	給料表、扶養手当マイナス改定	▲0.25月	<p>↑</p> <p>全職員給与カット措置</p>
平成16年度	▲0.01%	—	—	寒冷地手当廃止(17年度～)
平成17年度	▲0.37%	給料表、扶養手当マイナス改定	0.05月	<p>↓</p> <p>給与構造改革(18年度～) 給料 ▲5.8%(現給保障あり) 地域手当 ▲1.2%</p>
平成18年度	▲0.01%	—	—	↓
平成19年度	0.13%	給料表、扶養手当改定	0.05月	<p>↑</p> <p>管理職員給与カット措置</p>
平成20年度	0.02%	—	—	
平成21年度	▲0.26%	給料表、住居手当マイナス改定	▲0.35月	
平成22年度	▲0.12%	給料表マイナス改定	▲0.20月	<p>↓</p> <p>地域手当 ▲0.8%</p>

(2) 給与等に関する報告及び勧告を行うに当たっての調査

① 職員給与実態調査

平成22年4月1日現在における職員の給与額、学歴、年齢等を調査し、次の結果を得ました。

- (ア) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数
- (イ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比
- (ウ) 職員の給料表別平均給与月額
- (エ) 公民給与の較差算定対象職員の状況
- (オ) 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員分布及び平均給料月額
- (カ) 職員の扶養手当の支給状況
- (キ) 職員の地域手当の支給状況
- (ク) 職員の住居手当の支給状況
- (ケ) 職員の特勤勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況
- (コ) 職員の管理職手当の支給状況
- (サ) 職員の通勤手当の支給状況
- (シ) 再任用職員の適用給料表別人員

【主な調査結果】

○職員の給料表別人員、平均経験年数、学歴人員構成比及び性別人員構成比

給料表区分	職員数	平均年齢	平均経験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
全職員	28,680	43.0	21.1	0.7	17.2	10.7	71.4	62.9	37.1
行政職給料表	5,219	44.5	23.0	0.1	27.6	10.3	62.0	65.1	34.9
公安職給料表	6,452	39.7	18.9	-	49.5	3.4	47.1	93.1	6.9
教育職給料表(2)	4,084	46.4	23.7	-	0.5	5.6	93.9	61.5	38.5
教育職給料表(3)	11,536	42.8	20.2	-	-	14.6	85.4	45.7	54.3
医療職給料表(1)	83	40.3	15.1	-	-	-	100.0	81.9	18.1
医療職給料表(2)	222	40.4	17.4	-	-	23.9	76.1	63.1	36.9
医療職給料表(3)	336	40.1	17.5	-	7.1	92.3	0.6	19.9	80.1
研究職給料表	220	45.0	21.9	-	1.4	0.4	98.2	86.4	13.6
第2号任期付 研究員給料表	1	36.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-
計	28,153	42.9	20.9	0.0	16.6	10.8	72.6	62.7	37.3
企業職給料表	73	45.3	23.6	-	26.0	13.7	60.3	91.8	8.2
現業職(協約) 給料表	454	51.5	30.9	43.6	47.8	6.0	2.6	71.1	28.9

○職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	平成22年4月						(参 考)	
	給料月額	給料調整額	教職調整額	職等扶養手当	地域手当	計	平成21年4月平均給与月額	対前年同月比
	円	円	円	円	円	円	円	%
全 職 員	355,049	1,348	7,039	10,239	25,697	399,372	410,361	97.3
行政職給料表	354,826	250	-	10,685	26,117	391,878	401,963	97.5
公安職給料表	334,920	21	-	13,913	28,755	377,609	388,847	97.1
教育職給料表(2)	387,596	5,823	14,714	10,771	26,236	445,140	456,895	97.4
教育職給料表(3)	355,341	1,158	12,290	7,679	24,109	400,577	412,056	97.2
医療職給料表(1)	417,803	-	-	11,771	69,023	498,597	494,406	100.8
医療職給料表(2)	321,900	314	-	8,356	15,350	345,920	355,650	97.3
医療職給料表(3)	325,857	-	-	9,802	12,184	347,843	354,110	98.2
研究職給料表	375,396	-	-	13,148	24,509	413,053	419,629	98.4
第2号任期付 研究員給料表	330,000	-	-	-	9,240	339,240	339,900	99.8
計	354,969	1,373	7,171	10,198	25,778	399,489	410,617	97.3
企業職給料表	362,064	-	-	14,815	23,820	400,699	407,543	98.3
現業職(協約) 給料表	358,875	-	-	12,008	20,976	391,859	395,510	99.1

## ② 職種別民間給与実態調査

人事院及び京都市人事委員会と共同して、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所（849事業所）のうちから212事業所を抽出のうえ、公務と類似すると認められる78職種の職務に従事するものについて、平成22年4月分として支払われた給与月額等について調査し、次のものなどについて結果を得ました。

(7) 職種別、学歴別、企業規模別初任給の支給状況

(イ) 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与月額等の状況

(ウ) 扶養（家族）手当の支給状況

(エ) 住居（住宅）手当の支給状況

(オ) 雇用調整の状況

(カ) 高齢層従業員の賃金管理等の状況

### [主な調査結果]

○ 給与実態調査の対象

#### 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計			
		500人以上	100人以上500未満	100人未満	
産 業 計		203	88	77	38
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		14	5	1	8
製 造 業		104	38	44	22
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		26	11	9	6
卸売業、・小売業		21	6	13	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		12	11	1	-
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		26	17	9	-

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が9事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

## ○ 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	規 模 計			
			500人以上	100人以上500人未満	100人未満
事務員・技術者計	大 学 卒	196,506	197,601	194,814	194,070
	短 大 卒	170,963	172,330	168,451	-
	高 校 卒	158,613	158,116	159,151	158,079
事 務 員	大 学 卒	194,414	195,212	193,368	179,666
	短 大 卒	170,159	172,330	161,910	-
	高 校 卒	157,169	158,822	155,837	155,736
技 術 者	大 学 卒	205,909	210,922	200,223	203,799
	短 大 卒	174,568	-	174,568	-
	高 校 卒	159,987	155,685	160,756	160,183

○ 職種別給与額等

職種名		項目	調査 実人員	平均 年齢	平均給与 月額
事務・ 技術 関係 職種	支店長・工場長		人 18	歳 51.5	円 875,099
	事務部長・技術部長		377	51.3	646,867
	事務部次長・技術部次長		114	49.8	612,828
	事務課長・技術課長		1,050	47.3	524,178
	事務課長代理・技術課長代理		332	44.8	441,048
	事務係長・技術係長		1,240	42.1	401,797
	事務主任・技術主任		857	38.7	347,843
	事務係員・技術係員		4,378	33.9	278,719

- (注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- 2 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に還元して算出した。

(3) 給与に関する協議、承認等

職員の給与等に関する条例及び職員の給与、勤務時間等に関する規則に基づく協議、承認等

区分		任命権者		計		知事		教育委員会		警察本部長		その他	
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
採用	国、他府県等から引き続き採用する場合の初任給等の決定についての承認	21	71	11	30	3	8	7	33	0	0	0	0
	特殊の職に採用する場合の初任給等の決定についての承認	7	20	7	20	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定の職務の級に採用する場合の職務の級等の決定についての承認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昇格	職務の級等の決定についての承認	13	404	2	123	5	242	6	39	0	0	0	0
特別昇給	死亡に伴うもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研修・表彰等に伴うもの	2	66	0	0	0	0	2	66	0	0	0	0
免許所有職員の経験年数の取扱いについての承認		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正規の試験合格者に準じた初任給の決定についての承認		6	11	3	4	1	2	2	5	0	0	0	0
給料表の適用を異にする異動者の職務の級の決定についての承認		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
計		50	573	23	177	9	252	18	144	0	0	0	0

(注) 上記数字は、平成22年度中に協議、承認等がなされた件数及び人員である。

(4) 勤務時間その他の勤務条件に関する協議、承認等

- ① 交替制勤務職員など職務の特殊性等により4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員については、職員の給与等に関する条例第32条第2項ただし書の規定により、人事委員会と協議して、週休日及び勤務時間の割振りを定めることとされています。

平成22年度については、週休日及び勤務時間の割振りについての協議はありませんでした。

- ② 任命権者は、勤務の特殊性等のため、勤務を命じる週休日の前4週間から後8週間までの間に週休日を振り替えることができない場合は、職員の給与、勤務期間等に関する規則第66条の2第2項の規定により、人事委員会の承認を得て、週休日の振替えを行う期間について別段の定めをすることができることとされています。

平成22年度については、週休日の振替えを行う期間についての協議はありませんでした。

## 8 分限及び懲戒

平成22年度に報告のあった懲戒処分については、次のとおりです。なお、分限処分については、ありませんでした。

	知	事	教育委員会	警察本部長	合	計
免	職	1	1	0	2	
停	職	1	3	3	7	
減	給	1	2	5	8	
戒	告	0	0	1	1	
合	計	3	6	9	18	

## 9 公平審査

### (1) 勤務条件に関する措置要求

平成22年度当初において係属事案が1件あり、処理しました。その後、新たな措置要求はありませんでした。

### (2) 不利益な処分に関する不服申立て

平成22年度における事案係属状況は、次のとおりです。

区	分	件				合	計
		知	事	教育委員会	警察本部長		
前年度からの繰越し	A	1	0	0	0	1	
新規申立て	B	0	0	0	0	0	
年度中終了	C	1	0	0	0	1	
次年度への繰越し	(A+B-C)	0	0	0	0	0	

### (3) 苦情の処理

平成22年度当初において係属事案はありませんでした。その後、新たに苦情相談が8件ありましたが、すべてを処理しました。

### (4) 公務災害補償の審査

平成22年度においては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する法律第5条第1項による公務災害補償に関する審査の請求はありませんでした。

## 10 京都地方税機構から受託した公平委員会の業務の状況

平成22年度において行った業務はありません。

## 11 関西広域連合から受託した公平委員会の業務の状況

平成22年度において行った業務はありません。

## 12 労働基準監督機関の職権行使

地方公務員法第58条第5項の規定により、当委員会が処理した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督業務の内容は、次のとおりです。

### (1) 職権行使の概要

処 理 事 項		知 事	教育委員会	警察本部長	計	
労働基準法関係	解雇予告除外認定	0	0	0	0	
	一斉休憩除外届出	0	6	0	6	
	宿日直勤務許可	0	2	12	14	
	計	0	8	12	20	
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告	0	0	0	0	
	衛生管理者選任報告	3	17	20	40	
	産業医選任報告	1	1	3	5	
	健康診断結果報告	定期	7	45	2	54
		有機溶剤等	9	0	1	10
		特定化学物質等	1	0	1	2
		電離放射線等	7	0	1	8
		鉛	2	0	1	3
		高気圧業務	0	0	1	1
	労働者死傷病報告	0	6	37	43	
	設置届	ボイラー	0	0	0	0
		第一種圧力容器	0	0	0	0
		クレーン	0	0	0	0
		その他(放射線装置等)	0	0	0	0
ボイラー等落成検査	0	0	0	0		
ボイラー等使用再開検査	0	0	0	0		
検査証再交付・書替申請	ボイラー	0	0	0	0	
	第一種圧力容器	0	0	0	0	
	その他(ゴンドラ)	0	0	0	0	
ボイラー等休止報告	0	0	0	0		
ボイラー等検査証の返還	0	2	0	2		
設置報告	小型ボイラー	0	0	0	0	
	その他(小型クレーン等)	0	0	0	0	
性能検査結果報告	ボイラー	9	25	2	36	
	第一種圧力容器	3	5	2	10	
	ゴンドラ	2	0	1	3	
	クレーン	0	0	0	0	
計	44	101	72	217		
合 計	44	109	84	237		

(2) 労働基準法による事業区分

次のとおり事業場の変更がありました。

労働基準 監督機関	区分	改正前	改正後	改正年月日
人事委員会	12号	城陽障害者高等技術専門校	京都障害者高等技術専門校、 同分校	22. 4. 1
		婦人教育会館	—	
		—	八幡支援学校	
	一般 官公署	児童相談所(3)、身体障害 者更生相談所、知的障害者 更生相談所	家庭支援総合センター、児童相 談所(2)	
京都労働局	13号	婦人相談所	—	
人事委員会	一般 官公署	—	会計室(4)	22. 5. 26
京都労働局	3号	土地改良事務所	—	

(注)区分は、労働基準法別表第1の各号

別表(1) 京都府人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

(平成23年3月31日現在)

任命者 号別等	知事	議長	教育委員会	警察本部長	選挙管理 委員会	代表監査 委員	人事 委員会	海区漁業 調整 委員会	計
12	職員研修・研究支援センター、消防学校、総合資料館、保健環境研究所、看護学校、中小企業技術センター、同分室(2)、織物・機械金属振興センター、高等技術専門学校(3)、京都障害者高等技術専門学校、同分校、農業大学校、農林水産技術センター本部(農林センター作物部、園芸部、環境部及び森林技術センター(木材利用推進室及び緑化センターを除く。))を含む。)、同センター農林センター(4)、農林水産技術センター生物資源研究センター、農林水産技術センター畜産センター、同センター淀高原牧場、農林水産技術センター海洋センター [小計24]		図書館、総合教育センター(2)、郷土資料館(2)、中学校(2)、高等学校(46)、盲学校(寄宿舎を除く。)、聾学校(寄宿舎を除く。)(8)、八幡支援学校 [小計64]	警察学校 [小計1]					89
一般 官公署	知事部局本庁(職員健康指導室、公営企画課及び建設整備課を除く。)、会計室(4)、消費生活安全センター、総合就業支援室、広域振興局(4)、同地域総務室(7)、同府税出張所(2)、旅券事務所、府税事務所(3)、自動車税管理事務所、東京事務所、交通事故相談所、体育館、家庭支援総合センター、児童相談所(2)、救急医療情報センター、計量検定所、地域農業改良普及センター(7)、家畜保健衛生所(4)、水産事務所、京都林務事務所、大野ダム管理事務所、労働委員会事務局 [小計48]	議会事務局 [小計1]	教育庁本庁、教育局(5) [小計6]	警察本部、鉄道警察隊、運転免許課・運転免許試験課、高速道路交通警察隊、機動隊、警察署(26) [小計31]	選挙管理委員会事務局 [小計1]	監査委員事務局 [小計1]	人事委員会事務局 [小計1]	海区漁業調整委員会事務局 [小計1]	90
	72	1	70	32	1	1	1	1	179

備考 1 ( )内の数は事業場数である。

2 「知事部局本庁」には、収用委員会事務局を含む。

3 上記の事業場の実施する直営事業が、労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に該当する場合においては、上記事業区分にかかわらず、別に協議して定めるものとする。

4 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいう。

別表（２） 京都労働局が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

(平成23年3月31日現在)

任命権者 号別	知 事	議 長	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	選挙管理 委員会	代表監査 委員	人 事 委員会	海 区 漁 業 調 整 委員 会	計
1	流域下水道事務所浄化センター（５） 〔小計 5〕			自動車整備工場 〔小計 1〕					6
3	流域下水道事務所、土木事務所（８）、同出張所、港湾事務所 〔小計11〕								11
6	植物園 〔小計 1〕								1
10	自転車競技事務所(競輪場を含む。) 〔小計 1〕								1
13	職員健康指導室、保健所（7）、同分室、淇陽学校、病院（2）、精神保健福祉総合センター、動物愛護管理センター 〔小計14〕		盲学校の寄宿舎、聾学校の寄宿舎、養護学校の寄宿舎（3） 〔小計 5〕						19
	32		5	1					38

備考 ( )内の数は事業場数である。

(3) 事業場調査

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場について、労働基準法及び労働安全衛生法の適用の実態を調査することにより、公務災害の防止と職員の勤務条件を改善することを目的とするもので、平成22年度は22事業場（知事部局本庁は7課、教育庁本庁は2課、警察本部本庁は2課）を対象とする実地調査、28事業場を対象とする詳細書面調査及び全所管事業場を対象とする書面調査を実施しました。

実地調査年月日	事業場名	実地調査年月日	事業場名
22. 11. 17	園部高等学校	23. 1. 12	綾部高等学校
22. 11. 25	木津地域総務室	23. 1. 13	機動隊
22. 11. 26	農芸高等学校	23. 1. 14	朱雀高等学校
22. 12. 1	鳥羽高等学校	23. 1. 18	城南菱創高等学校
22. 12. 6	織物・機械金属振興センター	23. 1. 19	南山城養護学校
22. 12. 7	丹後教育局	23. 1. 20	知事部局本庁（商工労働観光部・2課）
22. 12. 7	宮津警察署	23. 1. 21	知事部局本庁（健康福祉部・1課）
22. 12. 13	鴨沂高等学校	23. 1. 24	教育庁本庁（指導部・2課）
22. 12. 14	西京警察署	23. 1. 25	警察本部（警務部・1課）
22. 12. 17	鉄道警察隊	23. 1. 25	警察本部（交通部・1課）
22. 12. 22	伏見警察署	23. 1. 26	知事部局本庁（政策企画部・1課）
23. 1. 7	体育館	23. 1. 28	知事部局本庁（農林水産部・2課）
23. 1. 11	中丹広域振興局	23. 1. 31	知事部局本庁（政策企画部・1課）
23. 1. 12	中丹西農業改良普及センター		

なお、実地調査において、法令事項について指導を行った事項は次のとおりでした。

○労働基準法関係

事 項	指導を行った事業場の数
時間外勤務に関すること。	
36協定の締結及び届出に関すること。	9
休憩時間に関すること。	
休憩時間の一斉付与に関すること。	1

○労働安全衛生法関係

事 項	指導を行った事業場の数
安全衛生管理体制に関すること。	
①衛生委員会の議事概要の周知に関すること。	2
②衛生委員会の開催回数に関すること。	9
③衛生管理者の選任に関すること。	1
健康障害の防止に関すること。	
清掃及びねずみ、昆虫等の防除に関すること。	3
危険、有害業務に関すること。	
①機械等の自主検査の実施等に関すること。	2
②特別教育の実施に関すること。	1
③ボイラー室の管理に関すること。	3
健康の保持増進に関すること。	
①健康診断の受診に関すること。	15
②健康診断の結果報告に関すること	1

(4) 職員の勤務条件及び安全衛生に関する講習会の実施

各職場における労働基準法及び労働安全衛生法についての認識を深め、職員の安全と健康の確保その他勤務条件の一層の充実を図ることを目的とするもので、平成22年度は、原則として職場の勤務条件・安全衛生に関する業務を担当する係（課）長を対象に、次のとおり講習会を開催しました。

開催年月日	場 所	参加人数	受 講 区 分	内 容
22. 11. 5	午後 京都府職員福利厚生センター	61	知事部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事委員会が行っている勤務条件・安全衛生に関する業務について</li> <li>・ 講演 「職場のメンタルヘルス～メンタルヘルス不調者に対する管理監督者の具体的な対応について～」(11/ 5)</li> <li>「仕事と家庭の両立支援制度の定着にむけて」(11/ 9)</li> <li>「元氣な職場づくり～職員へのストレスへの気づき～」(12/15)</li> </ul>
22. 11. 9	午後 京都府職員福利厚生センター	61	教育委員会	
22. 12. 15	午後 京都府職員福利厚生センター	77	警察本部	

### 13 職員団体

職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号）に基づき登録されている職員団体及び平成22年度中における登録事項の変更は次のとおりです。

（平成23年3月31日現在）

団体名	登録年月日	登録変更事項	変更登録年月日
京都府職員労働組合	昭和43.12.14	—	—
京都教職員組合	44.3.6	規約 役員	22.4.7 22.4.16
京都府立高等学校教職員組合	57.3.5	役員	22.4.27
宇治久世教職員組合	57.3.25	役員	22.4.27
相楽教職員組合	〃	役員	22.4.16
綴喜教職員組合	〃	役員	22.4.16
乙訓教職員組合	〃	規約 役員	22.4.12 22.6.10 22.4.16 22.4.28
与謝地方教職員組合	〃	役員	21.4.16 21.8.6
京都府教職員組合	平成2.3.9	役員	22.4.16
自治労京都府職員労働組合	2.5.25	—	—
船井・北桑田教職員組合	18.4.27	役員	22.4.27

14 諸会議

会議名		開催年月日 (開催地)
全国人事委員会連合会関係	第118回総会	22.6.18 (東京都)
	第53回公平審査 事務研修会	22.7.8～9 (千葉県)
近畿人事委員会協議会関係	委員長・事務局長会議 (※東海北陸人事委員会 協議会との合同会議)	22.5.27 (滋賀県)
	委員長・事務局長会議	22.11.1 (奈良県)
	給与担当課長会議	22.9.3 (兵庫県)
	給与事務研究会	23.2.2 (和歌山市)
	公平事務研究会	23.2.4 (兵庫県)
	任用事務研究会	23.2.3 (和歌山県)
十五都道府県人事委員会協議会関係	委員長・事務局長会議	22.4.26 (埼玉県)
	事務局長会議	22.7.22～23 (新潟県)
全国人事委員会事務局長会議		22.8.24 (東京都)

### 第3章 人事委員会事務局

#### 1 事務局の事務分掌

課	係	分 掌 事 務	職員数
総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事委員会の会議に関する事。</li> <li>・ 人事委員会の情報公開事務に関する事。</li> <li>・ 人事委員会の個人情報保護事務に関する事。</li> <li>・ 人事行政の調査に関する事。</li> <li>・ 人事記録の管理及び人事統計報告に関する事。</li> <li>・ 人事法規及び人事行政の運営についての意見又は勧告に関する事。</li> <li>・ 事務局の事務総合調整に関する事。</li> <li>・ 人事、服務、表彰及び研修に関する事。</li> <li>・ 予算、決算、会計及び物品の管理に関する事。</li> <li>・ 文書の收受、編集及び保存に関する事。</li> <li>・ 公印の管守に関する事。</li> <li>・ 事務局他課他係の所管に属しない事。</li> </ul>	7
	任用係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用試験の実施に関する事。</li> <li>・ 採用及び昇任選考申請事務に関する事。</li> <li>・ 職員人材確保に関する事。</li> <li>・ 任用関係法令の解釈・運用等に関する事。</li> </ul>	
職員課	給与係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与に関する報告及び勧告に関する事。</li> <li>・ 給与に関する規則の制定及び改廃に関する事。</li> <li>・ 条例及び規則に基づく協議・承認に関する事。</li> <li>・ 職員に関する条例に対する意見の申し出に関する事。</li> <li>・ 民間給与実態調査に関する事。</li> <li>・ 職員給与実態調査に関する事。</li> <li>・ 給与の支払監理等に関する事。</li> </ul>	8
	審査係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間その他の勤務条件（給与を除く。）に関する事。</li> <li>・ 分限、懲戒、服務及び研修に関する事。</li> <li>・ 勤務成績の評定に関する事。</li> <li>・ 厚生福利制度に関する事。</li> <li>・ 学校医、学校歯科医等の公務災害補償に関する事。</li> <li>・ 勤務条件に関する措置の要求に関する事。</li> <li>・ 不利益処分についての不服申立てに関する事。</li> <li>・ 苦情処理に関する事。</li> <li>・ 職員団体に関する事。</li> <li>・ 労働基準監督機関の職権の行使に関する事。</li> </ul>	

## 2 予算の状況 (平成22年度・予算現計額)

款・項・目(事項)	予 算 額	説 明
款) 総 務 費	千円 162,530	
項) 人事委員会費	162,530	
目) 人事委員会費	162,530	
・ 人事委員報酬 及び職員給与費	147,473	人 事 委 員 3名 9,821 事 務 局 職 員 15名 137,652
・ 人事委員会及び 事務局運営費	3,580	※②～ 労働基準法、労働安全衛生法等に基づく安全衛生等に関する監督指導に 要する経費を含む
・ 試験実施及び 給与実態調査費	10,949	職員採用試験の実施及び給与に関する調査、勧告に要す る経費
・ 審 査 費	528	勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服 申立ての調査、苦情相談に要する経費